

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p>Ⅱ 系統金融機関監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－１ 経営管理（ガバナンス）</p> <p>Ⅱ－１－２ 主な着眼点【共通】</p> <p>Ⅱ－１－２－２ 農中に係る主な着眼点【農中】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 経営管理委員及び経営管理委員会、理事及び理事会並びに役員推薦委員会</p> <p>①～⑭ (略)</p> <p>⑮ <u>非常勤非業務執行理事は、農林中央金庫法の一部を改正する法律（令和８年法律第 16 号。以下Ⅱ－５－１－１、Ⅱ－12－１及びⅢ－４－８－７において「令和８年改正農中法」という。）による農中法改正により、農中の経営判断に当たって外部からの多様な視点を確保し、理事の業務執行を監督するために導入することが可能とされた。</u></p> <p><u>そのため、農中において非常勤非業務執行理事が選任されている場合には、非常勤非業務執行理事は、経営の意思決定の客観性を確保する等の観点から自らの役割を認識し、積極的に理事会に参加しているか。また、非常勤非業務執行理事の選任議案を決定する場合には、非常勤非業務執行理事に期待される役割を踏まえ、農中との人的関係、資本的關係又は取引關係その他の利害關係を検証し、その独立性・適格性等を慎重に検討しているか。</u></p> <p><u>また、非常勤非業務執行理事が理事会で適切な判断をし得るよう、例えば、情報提供を継続的に行う等、何らかの枠組みを設けているか。</u></p>	<p>Ⅱ 系統金融機関監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－１ 経営管理（ガバナンス）</p> <p>Ⅱ－１－２ 主な着眼点【共通】</p> <p>Ⅱ－１－２－２ 農中に係る主な着眼点【農中】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 経営管理委員及び経営管理委員会、理事及び理事会並びに役員推薦委員会</p> <p>①～⑭ (略)</p> <p>(新設)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p>(3)～(7) (略)</p> <p><b>Ⅱ－１－４ 監督上の対応【共通】</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) また、役員が重大な法令違反等の社会的な信用を失墜する行為を行った場合、業務改善命令を受けたにもかかわらず経営管理に問題があり改善の実施状況が芳しくない場合、異なる事由で多数の業務改善命令を受けている場合等、経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合には、農協法第 94 条の 2 又は農中法第 85 条に基づき経営管理態勢の確立を求める業務改善命令を発出し、状況に応じ、例えば、①内部監査機能等の相互けん制機能の強化、②外部の専門家等（<u>農中において、非常勤非業務執行理事が選任されている場合は当該者を含む。</u>）を登用した監視態勢の構築、③経営管理委員未設置組合にあつては、経営管理委員会制度への移行の検討等を求めるものとする。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p><b>Ⅱ－２ 財務の健全性等</b></p> <p><b>Ⅱ－２－１ 自己資本（早期是正措置）</b></p> <p><b>Ⅱ－２－１－８ 外部流出制限措置【農中】</b></p> <p><b>Ⅱ－２－１－８－２ 監督手法・対応</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 外部流出制限措置区分に基づく命令</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 経営上重要な役員・職員の意義</p>	<p>(3)～(7) (略)</p> <p><b>Ⅱ－１－４ 監督上の対応【共通】</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) また、役員が重大な法令違反等の社会的な信用を失墜する行為を行った場合、業務改善命令を受けたにもかかわらず経営管理に問題があり改善の実施状況が芳しくない場合、異なる事由で多数の業務改善命令を受けている場合等、経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合には、農協法第 94 条の 2 又は農中法第 85 条に基づき経営管理態勢の確立を求める業務改善命令を発出し、状況に応じ、例えば、①内部監査機能等の相互けん制機能の強化、②外部の専門家等を登用した監視態勢の構築、③経営管理委員未設置組合にあつては、経営管理委員会制度への移行の検討等を求めるものとする。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p><b>Ⅱ－２ 財務の健全性等</b></p> <p><b>Ⅱ－２－１ 自己資本（早期是正措置）</b></p> <p><b>Ⅱ－２－１－８ 外部流出制限措置【農中】</b></p> <p><b>Ⅱ－２－１－８－２ 監督手法・対応</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 外部流出制限措置区分に基づく命令</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 経営上重要な役員・職員の意義</p>

## 系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p>農中法区分命令第1条第15項第5号に規定する「経営上重要な」役員及び職員については、農中から高額の報酬等を受ける者であって、農中及び子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者を選定するものとする。選定にあたっては、本監督指針Ⅲ－4－10－4－5(2)①イ．b．及びc．に記載の基準も参考にするものとする。</p> <p>また、「役員」については、農中の判断により、農中の<u>非常勤役員</u>を除くことができるものとするが、当該者が、農中から高額の報酬等を受ける者であって、農中及び子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者に該当する場合には、「役員」に含めるものとする。</p> <p><b>Ⅱ－3 業務の適切性</b>  <b>Ⅱ－3－1 法令等遵守【共通】</b>  <b>Ⅱ－3－1－7 不適切な取引等</b>  <b>Ⅱ－3－1－7－2 正常な取引慣行に反する不適切な取引の発生の防止等【共通】</b></p> <p>過度な協力預貯金、過大な歩積両建預貯金等の受入れ、他金融機関への過度な預貯金紹介、系統金融機関の業務範囲に含まれない商品等の紹介あつせん、利用者の印鑑等の預かり、関連会社等との取引の強要等独占禁止法上問題となる優越的な地位の濫用、利用者の実際の資金需要に基づかない決算期をまたがった短期間の与信取引の依頼など、正常な取引慣行に反する不適切な取引<sup>(注)</sup>の発生をどのように防止しているか。</p> <p>(注) 労働条件の引下げ強制なども含む。これらの点に関し、企業</p>	<p>農中法区分命令第1条第15項第5号に規定する「経営上重要な」役員及び職員については、農中から高額の報酬等を受ける者であって、農中及び子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者を選定するものとする。選定にあたっては、本監督指針Ⅲ－4－10－4－5(2)①イ．b．及びc．に記載の基準も参考にするものとする。</p> <p>また、「役員」については、農中の判断により、農中の<u>常務に従事しない者</u>を除くことができるものとするが、当該者が、農中から高額の報酬等を受ける者であって、農中及び子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者に該当する場合には、「役員」に含めるものとする。</p> <p><b>Ⅱ－3 業務の適切性</b>  <b>Ⅱ－3－1 法令等遵守【共通】</b>  <b>Ⅱ－3－1－7 不適切な取引等</b>  <b>Ⅱ－3－1－7－2 正常な取引慣行に反する不適切な取引の発生の防止等【共通】</b></p> <p>過度な協力預貯金、過大な歩積両建預貯金等の受入れ、他金融機関への過度な預貯金紹介、系統金融機関の業務範囲に含まれない商品等の紹介あつせん、利用者の印鑑等の預かり、関連会社等との取引の強要等独占禁止法上問題となる優越的な地位の濫用、利用者の実際の資金需要に基づかない決算期をまたがった短期間の与信取引の依頼など、正常な取引慣行に反する不適切な取引の発生をどのように防止しているか。</p> <p>(新設)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p><u>価値担保権を設定した融資（後記「Ⅱ－6 将来の成長可能性を重視した融資等に向けた取組」参照）を行う場合であっても、通常の融資の場合と同様、系統金融機関は労働条件等（債務者における人員整理や労働条件の引下げ等）について決定する等の権限を有するものではなく、企業価値担保権設定の目的も、系統金融機関が農業者等（その従業員を含む）の労働条件等に影響を及ぼすことでない点に、留意が必要である。その他、企業価値担保権を利用した融資を行うにあたっての留意点として「事業性融資の推進等に関する法律等に関する留意事項について」（金融庁。以下「事業性融資の推進等に関する法律等ガイドライン」という。）において「法第7条関係」として定められた項目も参照。</u></p> <p>また、金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成20年法律第90号）の衆議院における附帯決議の趣旨を踏まえ、貸出し等の金融業務の実施に際しては、厳正な政治的中立性が確保されているかどうか。</p> <p>さらに、農協系統組織はその構成員のための組織であるという原点を踏まえ、貸出し等の金融業務の実施に当たってはあらゆる面で公平・公正かつ円滑な資金の融通に支障がないよう適正に行われているか。</p> <p><b>Ⅱ－5 地域密着型金融の推進</b>  <b>Ⅱ－5－1 経緯【共通】</b>  <b>Ⅱ－5－1－1 農中における農業金融の促進【農中】</b></p>	<p>また、金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成20年法律第90号）の衆議院における附帯決議の趣旨を踏まえ、貸出し等の金融業務の実施に際しては、厳正な政治的中立性が確保されているかどうか。</p> <p>さらに、農協系統組織はその構成員のための組織であるという原点を踏まえ、貸出し等の金融業務の実施に当たってはあらゆる面で公平・公正かつ円滑な資金の融通に支障がないよう適正に行われているか。</p> <p><b>Ⅱ－5 地域密着型金融の推進</b>  <b>Ⅱ－5－1 経緯【共通】</b>  <b>（新設）</b></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p><u>令和8年改正農中法により、農中は、会員に加え、その構成員たる農林水産業者のためにも金融の円滑化を図ることにより、農林水産業の発展に寄与し、もって国民経済の発展に資することを目的とすることとなり、併せて会員の構成員たる農林水産業者向けの貸付け等が農中の必須業務とされた。</u></p> <p><u>この改正の背景について、従来、農中は系統金融機関の全国機関として、組合が金融サービスを提供する上で必要なシステムや共通の商品等を円滑かつ安定的に提供するほか、会員の資金需要に対応してきた。他方、農業経営の規模拡大や食料システムの取組（物流・加工・輸出等）の進展等により、農業分野の資金需要が拡大する中で、さらに、今後の地域の農地の受皿となる担い手の規模拡大や事業多角化、フードテックの進展等に伴う比較的大規模な資金需要が一層拡大する見込みとなっている。こうした資金需要については、地区内の農業者向けの貸付けが基本である組合では対応することが困難な大規模なものが多いと考えられることに鑑みれば、これらの資金需要に農中が資金力や幅広いネットワークを活かし、金融面で寄与することは重要となってきた。</u></p> <p><u>農中は、上記法改正の趣旨も踏まえ、生産分野のみならず、加工、流通、販売等を含めた食料システム関連分野における民間投資の円滑化に寄与し、農林水産業の生産基盤強化と食料システムの強化を通じた食料供給力の向上に貢献し、我が国の農林水産業等の発展に寄与することが求められている。</u></p> <p><b>Ⅱ－５－３－１ 主な着眼点【共通】</b>            (1)～(8) (略)</p>	<p><b>Ⅱ－５－３－１ 主な着眼点【共通】</b>            (1)～(8) (略)</p>

## 系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p>(9) 農協については、必要に応じ、地域密着型金融の取組に係る農中・信連が有する各種業務支援・補完機能を有効に活用するための態勢の整備に努めているか。また、農中・信連は、農協のニーズ等を踏まえて、農協に対する業務補完・支援を十分に推進する態勢の整備に努めているか。<u>なお、農中自身が、農林水産分野や食料システム関連分野に対する資金融通を推進するに当たっては、Ⅱ－２－４に規定する信用リスクや他のリスクに対する適切な管理を前提に当該業務の実施態勢が整備されているか。</u></p> <p>(10) (略)</p> <p><b>Ⅱ－５－４ 監督手法・対応【共通】</b></p> <p>各系統金融機関における地域密着型金融の取組の検証に当たっては、短期的な視点で個別手法の単なる定量的な実績を評価するのではなく、中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進しているかという観点から、経営計画等における位置付けや態勢整備の状況を重視した評価を行うものとする。</p> <p>また、地域密着型金融の推進に当たっては、各系統金融機関による規模や特性等を踏まえた自主性・創造性を発揮した取組を深化・定着させていくような動機付け、環境整備を図っていくものとする。</p> <p>さらに、農山漁村等地域の農業者等への支援や地域農林水産業・地域経済の活性化等のための施策を実施する関係府省庁はもちろんのこと、政府系金融機関、農業信用基金協会、外部専門家、外部機関等と中央・地方両レベルで連携強化を図っていくものとする。</p>	<p>(9) 農協については、必要に応じ、地域密着型金融の取組に係る農中・信連が有する各種業務支援・補完機能を有効に活用するための態勢の整備に努めているか。また、農中・信連は、農協のニーズ等を踏まえて、農協に対する業務補完・支援を十分に推進する態勢の整備に努めているか。</p> <p>(10) (略)</p> <p><b>Ⅱ－５－４ 監督手法・対応【共通】</b></p> <p>各系統金融機関における地域密着型金融の取組の検証に当たっては、短期的な視点で個別手法の単なる定量的な実績を評価するのではなく、中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進しているかという観点から、経営計画等における位置付けや態勢整備の状況を重視した評価を行うものとする。</p> <p>また、地域密着型金融の推進に当たっては、各系統金融機関による規模や特性等を踏まえた自主性・創造性を発揮した取組を深化・定着させていくような動機付け、環境整備を図っていくものとする。</p> <p>さらに、農山漁村等地域の農業者等への支援や地域農林水産業・地域経済の活性化等のための施策を実施する関係府省庁はもちろんのこと、政府系金融機関、農業信用基金協会、外部専門家、外部機関等と中央・地方両レベルで連携強化を図っていくものとする。</p>

## 系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>(1) 各種ヒアリングの機会を通じ、上記の監督上の着眼点に基づき、各系統金融機関における<u>地域密着型金融、とりわけ農林水産分野や食料システム関連分野</u>への取組状況をフォローアップしつつ、当該取組が利用者と系統金融機関の双方にとってより実効的なものとなるよう建設的な意見交換を行うことにより、各系統金融機関が自主性・創造性を発揮しつつ取り組んでいくよう促していく。</p> <p>ヒアリングに当たっては、経営計画等の策定、実行、評価の各段階に合わせて、それぞれ、経営計画等における位置付けや内容、進捗状況、取組成果の評価と次期経営計画等への反映状況を中心に意見交換を行う。<u>特に、農中の出資・融資の取組については、適切なリスク管理態勢のもと、農林水産業の生産基盤強化と食料システムの強化を通じた食料供給力の向上の貢献、我が国の農林水産業等の発展に資するものとして実施されているかといった観点から行う。</u></p> <p>トップヒアリングにおいては、系統金融機関経営者から、<u>地域密着型金融の推進、とりわけ農林水産分野や食料システム関連分野への取組</u>に関する経営計画等における位置付け、重点分野や当該分野における取組手法等の戦略、「Ⅱ－５－３ 主な着眼点」に定める態勢整備の状況及びそれらに関する経営陣の主導性の発揮状況等を確認するとともに、経営計画等の着実な実施を促す。</p> <p>総合的なヒアリング等においては、<u>農林水産分野や食料システム関連分野</u>に実施した出資・融資の具体的な取組内容や実績、取</p>	<p>(1) 各種ヒアリングの機会を通じ、上記の監督上の着眼点に基づき、各系統金融機関における地域密着型金融の取組状況をフォローアップしつつ、当該取組が利用者と系統金融機関の双方にとってより実効的なものとなるよう建設的な意見交換を行うことにより、各系統金融機関が自主性・創造性を発揮しつつ取り組んでいくよう促していく。</p> <p>ヒアリングに当たっては、経営計画等の策定、実行、評価の各段階に合わせて、それぞれ、経営計画等における位置付けや内容、進捗状況、取組成果の評価と次期経営計画等への反映状況を中心に意見交換を行う。</p> <p>トップヒアリングにおいては、系統金融機関経営者から、地域密着型金融の推進に関する経営計画等における位置付け、重点分野や当該分野における取組手法等の戦略、「Ⅱ－５－３ 主な着眼点」に定める態勢整備の状況及びそれらに関する経営陣の主導性の発揮状況等を確認するとともに、経営計画等の着実な実施を促す。</p> <p>総合的なヒアリング等においては、現場の責任者等から、農業者等との接触状況を含めたコンサルティング機能の発揮の個別具体的な実践（現場における課題や本部との連携の状況を含む）まで踏み込んで確認する。</p> <p>上記ヒアリングを実施するに当たっては、必要に応じて、系統金融機関の取組状況や地域農林水産業・地域経済の抱える課題等について政府系金融機関、農業信用基金協会、外部専門家、外部機関等と意見交換を実施する。その結果はヒアリングにおける対</p>

## 系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p><u>組による効果、地域農林水産業・地域経済への貢献状況を確認するほか、現場の責任者等から、農業者等との接触状況を含めたコンサルティング機能の発揮の個別具体的な実践（現場における課題や本部との連携の状況を含む）まで踏み込んで確認する。</u></p> <p>上記ヒアリングを実施するに当たっては、必要に応じて、系統金融機関の取組状況や地域農林水産業・地域経済の抱える課題等について政府系金融機関、農業信用基金協会、外部専門家、外部機関等と意見交換を実施する。その結果はヒアリングにおける対話材料として活用するとともに、<u>事後の監督対応にも活用する。</u></p> <p>(2) <u>上記の地域密着型金融、とりわけ農林水産分野や食料システム関連分野への取組の把握等を行うに当たっては、農中はこれらの分野に対する自らの出資・融資の取組に加え、組合等に向けて提供した農林水産業者の経営改善のための支援の取組について、信連（信連がない県は農中）は農協と協力しつつ、県域ごとの地域密着型金融の取組について、計画・実践・公表をそれぞれ行うことに留意することとし、農中及び信連が自主的に策定する経営計画の内容（注）及び進捗状況についても、総合的なヒアリングにおいてフォローアップするものとする。</u></p> <p>（注）各信連は、地域密着型金融に係る県域ごとの具体的取組の重点事項及び具体的目標を設定し、それを中期計画等において明示することが要請される。</p> <p>また、全体の取組状況を総合的に把握するために、<u>農中は信連に要請される上記の取組に加え、系統金融機関の取組に係る主要計数等と合わせ、その実績を総合的に取りまと</u></p>	<p>話材料として活用するとともに、<u>爾後の監督対応にも活用する。</u></p> <p>(2) 上記の地域密着型金融の取組の把握等を行うに当たっては、<u>農協系統においては、信連（信連がない県は農中）が主体的に、農協と協力しつつ、県域ごとの地域密着型金融の計画・実践・公表を行うことに留意することとし、信連が自主的に策定する経営計画の内容（注）及び進捗状況についても、総合的なヒアリングにおいてフォローアップするものとする。</u></p> <p>（注）各信連は、地域密着型金融に係る県域ごとの具体的取組の重点事項及び具体的目標を設定し、それを中期計画等において明示することが要請される。</p> <p>また、全体の取組状況を総合的に把握するために、<u>農中に対し、取組に係る主要計数等と合わせ、その実績を総合的に取りまとめ、公表を行うよう、要請する。</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p>め、公表を行うよう、要請する。</p> <p><b>Ⅱ－6 将来の成長可能性を重視した融資等に向けた取組</b>  <b>Ⅱ－6－1 意義【共通】</b>            金融が実体経済、6次産業化など新たな取組等を行う農業者等のバックアップ役としてそのサポートを行うとともに、金融自身が成長産業として経済をリードするためには、系統金融機関が、支援対象の特性等に適した成長資金を供給する取組を行っていくことが重要である。こうした取組を更に促進させる観点から、考え方を整理し、明確化した。</p> <p>(参考)「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」(平成22年6月18日：閣議決定)</p> <p><u>なお、令和6年6月には、事業性融資の推進等に関する法律(令和6年法律第52号)が成立し、企業価値担保権制度が創設された。企業価値担保権制度は、労働者や商取引先を適切に保護し、金融機関による事業の継続及び成長のための支援を円滑にすることを目指すものであり、将来の成長可能性を重視した融資等の事業性に着目した融資実務に適合する新たな選択肢となるものである。特に企業価値担保権を利用して将来の成長可能性を重視した融資等に取り組む際の留意事項については、事業性融資の推進等に関する法律等ガイドラインを参照。</u></p> <p><b>Ⅱ－6－2 成長可能性を重視した融資等の取組に係る基本的考え方【共通】</b>            系統金融機関による成長可能性を重視した融資等の取組につい</p>	<p><b>Ⅱ－6 将来の成長可能性を重視した融資等に向けた取組</b>  <b>Ⅱ－6－1 意義【共通】</b>            金融が実体経済、6次産業化など新たな取組等を行う農業者等のバックアップ役としてそのサポートを行うとともに、金融自身が成長産業として経済をリードするためには、系統金融機関が、支援対象の特性等に適した成長資金を供給する取組を行っていくことが重要である。こうした取組を更に促進させる観点から、考え方を整理し、明確化した。</p> <p>(参考)「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」(平成22年6月18日：閣議決定)</p> <p><b>Ⅱ－6－2 成長可能性を重視した融資等の取組に係る基本的考え方【共通】</b>            系統金融機関による成長可能性を重視した融資等の取組につい</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p>ては、各系統金融機関の自主的な経営判断により実施されるべきものであるが、例えば、以下に例示される取組を行うなど、農業者等の技術力・販売力・成長性等、事業そのものの採算性・将来性又は事業分野の将来見通し（以下「農業者等の成長性等」という。）を重視した融資態勢の整備が図られていることが期待されている<sup>(注)</sup>。</p> <p>（参考）具体的な態勢整備の例 （略）</p> <p><u>(注) 系統金融機関が、上記のような農業者等の成長性等に着目した融資に伴い、農業者等に対して助言等を行うに当たっては、まずは経営者が自らの経営の目標や課題を明確に見定め、これを実現・解決するために主体的に取り組んでいくことが重要であり、系統金融機関には、借り手農業者等の事業拡大や経営改善等に向けた自助努力を最大限支援していくことが求められることについて、留意する必要がある。また、通常、与信を提供することのみをもって、当該農業者等（その従業員を含む）との関係で労働組合法上の使用者に該当するとはいえないものの、系統金融機関が「基本的な労働条件等について、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にある」場合等には、労働組合法上の使用者性を有する可能性があることにも留意する必要がある。</u></p> <p><u>特に企業価値担保権を利用した融資を行う場合には、事業性融資の推進等に関する法律等ガイドラインにおいて「法第7条関係」として定められた項目も参照。</u></p> <p>Ⅱ－12 金融面における自己改革の実行、継続及び強化</p>	<p>ては、各系統金融機関の自主的な経営判断により実施されるべきものであるが、例えば、以下に例示される取組を行うなど、農業者等の技術力・販売力・成長性等、事業そのものの採算性・将来性又は事業分野の将来見通し（以下「農業者等の成長性等」という。）を重視した融資態勢の整備が図られていることが期待されている。</p> <p>（参考）具体的な態勢整備の例 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>Ⅱ－12 金融面における自己改革の実行、継続及び強化</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p><b>Ⅱ-12-1 自己改革の実行、継続及び強化【共通】</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) このため、系統金融機関においては、担い手をはじめとする農業者のニーズを踏まえ、融資やコンサルティング、ビジネスマッチングなどの金融サービスを積極的に提供していく必要があり、<u>特に農中においては、令和8年改正農中法により、会員の構成員である農林水産業者向けの融資が必須業務とされたことを踏まえ、農林水産物の加工・流通・小売等の関連分野への資金供給のほか、各組合単体では対応が難しいような担い手等からの貸付規模が大きい融資や高度な金融ニーズなどにも対応できるよう、系統金融機関全体で連携し対応できるような体制を構築していく必要がある。</u></p> <p><b>Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点</b></p> <p><b>Ⅲ-4 農協法及び農中法等に係る事務処理</b></p> <p><b>Ⅲ-4-8 子会社等【共通】</b></p> <p><b>Ⅲ-4-8-7 他業業務高度化等会社のうち特定会社の取扱い【農中】</b></p> <p>(1) <u>基本的考え方</u></p> <p><u>農中は、金融サービスを通じて地域の農林水産業の持続的な発展に寄与する役割を積極的に果たすことが求められており、農中が出資先の期待に応え適時の出資機会を逸することがないよう、令和8年改正農中法において、他業業務高度化等会社のうち農業生産の増大その他の地域における農林水産業の持続的な発展に資する業務を専ら営む国内の会社として農中法施行規則で定め</u></p>	<p><b>Ⅱ-12-1 自己改革の実行、継続及び強化【共通】</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) このため、系統金融機関においては、担い手をはじめとする農業者のニーズを踏まえ、融資やコンサルティング、ビジネスマッチングなどの金融サービスを積極的に提供していく必要があり、<u>さらに、各組合単体では対応が難しいような担い手等からの貸付規模が大きい融資や高度な金融ニーズなどにも対応できるよう、系統金融機関全体で連携し対応できるような体制を構築していく必要がある。</u></p> <p><b>Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点</b></p> <p><b>Ⅲ-4 農協法及び農中法等に係る事務処理</b></p> <p><b>Ⅲ-4-8 子会社等【共通】</b></p> <p>(新設)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p><u>る特定会社の基準議決権数を超過50%以下の議決権を保有しようとするときは、農中が農中法施行規則で定める一定の基準に適合する場合に限り、主務大臣の認可を不要とし、事前届出とすることとされている。</u></p> <p><u>この場合において、利益相反取引の禁止及び優越的地位の濫用の防止等農中が農中及び特定会社の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないと認められる基準に常に適合する態勢を整備する必要がある。</u></p> <p>(2) <u>農中及び特定会社の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないと認められるものとして定める基準については、農中法施行規則第100条の2の3に定められており、農中はこれに適合する必要があるほか、特に、農中及び特定会社の業務の適正を確保するための体制整備並びに出資方針については、次の点に留意したものとなっているか。</u></p> <p>① <u>農中及び特定会社における業務の適正を確保するための体制整備</u></p> <p><u>特定会社に対する農中の支配力が及ばない場合であっても、議決権比率の変動を適切に把握すること等の必要性を考慮し、当該特定会社のガバナンスや業務内容の適切性等について、例えば、その事業報告書、決算資料等の徴収やヒアリングなどを通じて適切に把握・管理する体制を整備しているか。</u></p> <p>② <u>出資方針</u></p> <p><u>農中に出資方針においては、出資先となる特定会社について、地域における農林水産業の持続的発展に資する見込みを</u></p>	

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p><u>評価した上で選定する仕組みを設けているか。</u></p> <p><u>また、出資の適否の判断に当たっては、特定会社の財務状況や損益の状況についての基準（財務基準）を定め、これに基づき出資の判断をすることとしているか。特定会社がベンチャービジネス会社等である場合にあっては、直近の財務諸表等からは必ずしも経営状況が良好とまでは認められない場合もあるが、当該特定会社の事業の将来性や地域の農林水産業の持続的な発展への貢献の見込み等も考慮し、総合的に出資の適否を判断することとしているか。</u></p> <p><u>特定会社に対して農中又はその子会社が出資した金額を全て合算した金額の最高限度については、これが全額毀損した場合であっても農中の財務、経営やグループの自己資本比率に著しい影響を生じさせない水準に鑑みて定めているか。</u></p> <p><b>Ⅲ－４－８－８ 農中の海外における子会社等の業務の範囲【農中】</b></p> <p><b>Ⅲ－４－８－９ 信連又は農中とその証券子会社等の関係【信連・農中】</b></p> <p><b>Ⅲ－４－８－１０ 子会社等に係るその他の留意事項【共通】</b></p> <p>Ⅲ－４－１０ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ－４－１０－４ 開示に当たっての留意事項</p> <p>Ⅲ－４－１０－４－３ 農協法及び農中法に基づく債権の額の開示区分【共通】</p> <p>農協法施行規則第 204 条第 1 項ホ(2)及び農中法施行規則第 112</p>	<p>Ⅲ－４－８－７ 農中の海外における子会社等の業務の範囲【農中】</p> <p>Ⅲ－４－８－８ 信連又は農中とその証券子会社等の関係【信連・農中】</p> <p>Ⅲ－４－８－９ 子会社等に係るその他の留意事項【共通】</p> <p>Ⅲ－４－１０ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ－４－１０－４ 開示に当たっての留意事項</p> <p>Ⅲ－４－１０－４－３ 農協法及び農中法に基づく債権の額の開示区分【共通】</p> <p>農協法施行規則第 204 条第 1 項ホ(2)及び農中法施行規則第 112</p>

## 系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>条第5号ロに定める基準に従い、以下のとおり区分する（開示対象についても、農協法施行規則第204条ホ(2)及び農中法施行規則第112条第5号ロに定める基準に従う。なお、仮払金については貸出金に準ずるもの（支払承諾に基づき代位弁済を行ったことにより発生する求償権及び貸出金と関連のある仮払金）として差し支えない。ただし、その際には、以下に掲げる基準を機械的・画一的に適用するのではなく、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュフローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案した上で、区分することが適当である。特に債務者が中小企業である場合は、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて区分することが適当である。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 貸出条件緩和債権 貸出条件緩和債権とは、「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金」をいう。 ①～③ (略)</p>	<p>条第5号ロに定める基準に従い、以下のとおり区分する（開示対象についても、農協法施行規則第204条ホ(2)及び農中法施行規則第112条第5号ロに定める基準に従う。なお、仮払金については貸出金に準ずるもの（支払承諾に基づき代位弁済を行ったことにより発生する求償権及び貸出金と関連のある仮払金）として差し支えない。ただし、その際には、以下に掲げる基準を機械的・画一的に適用するのではなく、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュフローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案した上で、区分することが適当である。特に債務者が中小企業である場合は、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて区分することが適当である。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 貸出条件緩和債権 貸出条件緩和債権とは、「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金」をいう。 ①～③ (略)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p>④ 「事業者と金融機関の信頼関係に基づく事業性融資に関する基本的な考え方」(令和8年5月金融庁)Ⅱ(4)(D)(補論2)の要件(金融機関において、経営戦略や融資方針と整合的な形で、個々の案件における事業者とのコミュニケーション・経営改善支援等の審査・期中管理が適切に行われ、また、金融機関の経営陣主導のもとで、金融機関の内部統制の実効性や持続性の確保、必要が認められた場合の態勢の見直し等が適切に行われている場合において、(企業価値担保権付き融資の基礎となる)事業計画における売上高、費用及び利益の予測等を含む経営改善の見込み・返済の見込みが十分に実現可能であると金融機関が判断しているとき)を満たす企業価値担保権付き融資については、貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(4) (略)</p>

附 則

この通知の改正は、令和8年7月1日から適用する。